

町の区域を変更する件

平成29年(2017年)9月20日提出

札幌市長 秋元克広

中央区南30条西9丁目並びに西区八軒1条西4丁目及び八軒3条西3丁目のそれぞれの一部区域について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

1 中央区南30条西9丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
南29条西9丁目	南29条西9丁目の全部及び南30条西9丁目の一部

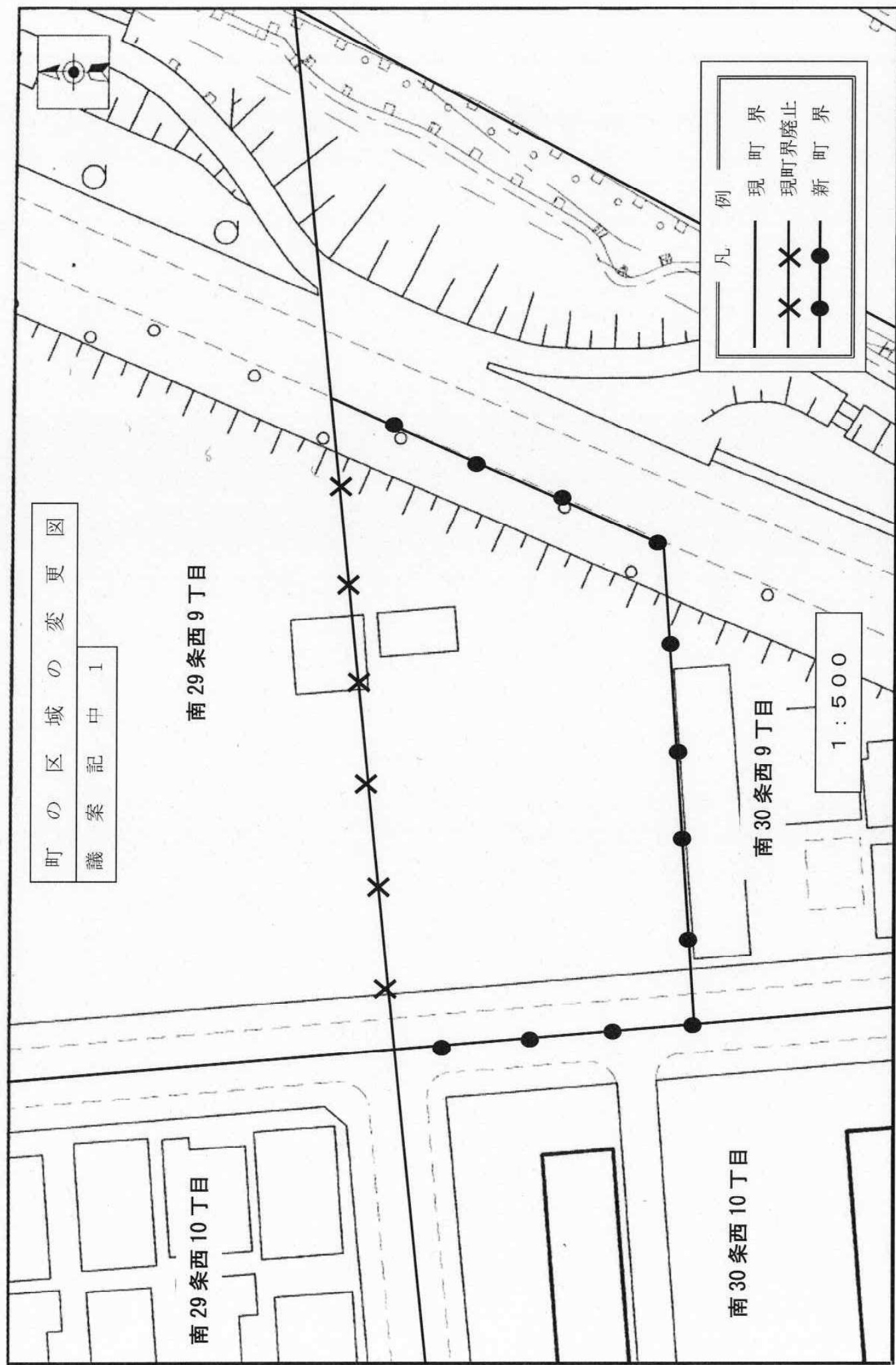
2 西区八軒1条西4丁目及び八軒3条西3丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
八軒2条西4丁目	八軒2条西4丁目の全部及び八軒1条西4丁目の一部
八軒3条西4丁目	八軒3条西4丁目の全部及び八軒3条西3丁目の一部

(理由)

中央区南30条西9丁目並びに西区八軒1条西4丁目及び八軒3条西3丁目のそれぞれの一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

町の区域の変更図
議案記中1



南29条西9丁目

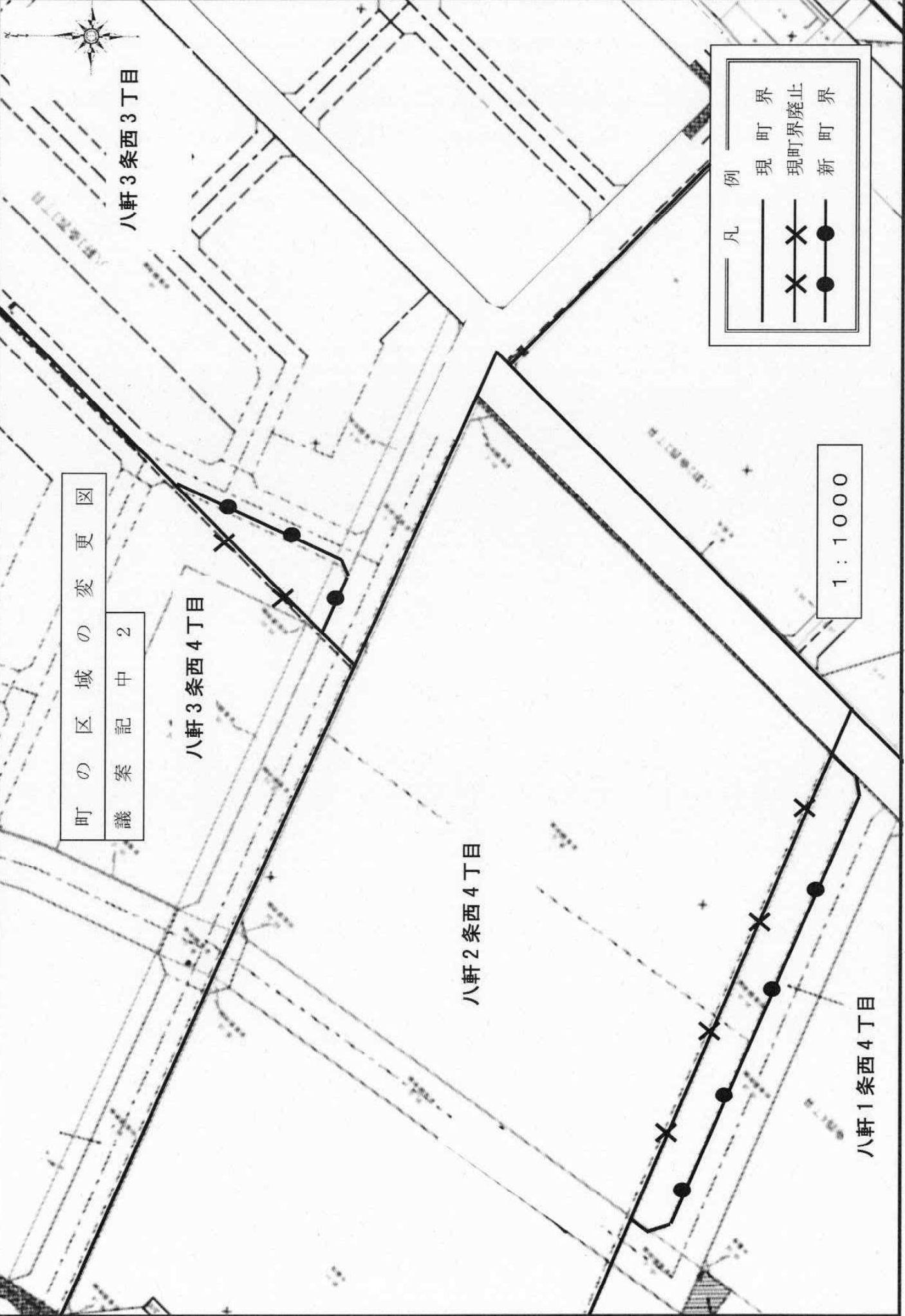
南30条西9丁目

南29条西10丁目

南30条西10丁目

1:500

凡例	—	界
	—	現町界
	—X—	現町界廃止
	—●—	新町界



八軒3条西3丁目

町の区域の変更図
議案記中2

八軒3条西4丁目

八軒2条西4丁目

八軒1条西4丁目

凡例	—	現町界
	—X—	現町界廃止
	—●—	新町界

1 : 1000